

機器レンタル等に関する利用約款

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

1. 本規約は、株式会社関通（以下「弊社」といいます。）が提供するクラウド型 WMS「ブレイン イージス」（以下「本体サービス」といいます。）のオプションサービスとして、本体サービスにおいてお客様が利用する機器のレンタル、販売（以下「本オプション」といいます。）に関する諸条件を定めることを目的としています。
2. お客様が本オプションを利用するためには、本体サービスに関する利用約款及び本規約に同意していただく必要があり、お客様が弊社に対して本オプションの申込の意思表示を行ったときは、お客様は上記利用約款に同意したものとみなされるものとします。

第 2 条（本オプションの内容）

本オプションは、本体サービスにおいて利用するハンディターミナル・スキャナ・携帯端末等の機器（以下「対象機器」といいます。）について、お客様に対してレンタル又は販売するものです。なお、本オプションを利用いただくには別途本体サービスの契約が必要になります。

第 3 条（成立及び効力発生）

1. お客様と弊社との間の本規約に基づく本オプションに関する契約（以下「本オプション契約」といいます。）は、お客様が弊社の指定する内容及び形式に従い、レンタル又は購入の選択を行ったうえで、本オプションの利用に関する申込手続きを行い、弊社が許諾することにより成立します。なお、弊社は許諾する義務を負うものではありません。
2. 本オプション契約については、レンタルについては第 2 章が、販売については第 3 章が適用されるものとし、レンタルにかかる契約をレンタル契約、販売にかかる契約を売買契約といたします。

第 4 条（対象機器の発送）

1. 弊社は、お客様より前条によりレンタル又は売買の契約が成立した場合は、原則として翌営業日までに対象機器をお客様に発送します。なお、発送費用は弊社の負担とします。
2. お客様が対象機器を受領しない、またはできない状態が一定期間経過した場合、弊社は契約の承諾を撤回することがあるものとし、かかる撤回によって本オプション契約は解除されるものとします。

第5条（対象機器の設定）

1. レンタル、販売に関わらず、対象機器の設定は弊社のマニュアルに基づいてお客様において行うものとします。
2. 弊社は、対象機器の基本的な設定に関して、弊社所定の営業時間内においてメールでの問い合わせに応じるものとします。

第6条(対象機器の取り扱い等)

1. お客様は、弊社の指示、取扱説明書および本規約に従い、対象機器を取り扱うものとします。
2. 前項に反したお客様の使用によりお客様その他の第三者が損害を被ったとしても弊社は一切の責任を負わないものとします。
3. 対象機器の使用に必要な電源および電気等に係る費用は、お客様の負担とします。

第2章 レンタル

第7条（対象機器の利用）

お客様は、レンタル契約における対象機器を賃借し、善良なる管理者の注意をもって賃借した対象機器を管理するものとします。

第8条（レンタル料の発生）

お客様へ対象機器の到着の有無に関わらず、レンタル契約におけるレンタル料は、お客様と弊社の間で第3条により本オプション契約が成立した時点で発生するものとします。

第9条（支払い方法）

お客様は、弊社が別途定めお客様に提示するレンタル料を前払いにて次の各号に定める方法により支払うものとします。支払いに関する手数料はお客様の負担とします。

- (1) 弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い。
- (2) その他弊社が定める支払い方法。

第10条(修理・交換等)

1. お客様は対象機器に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を弊社に通知するものとします。
2. 弊社は、前項の通知により対象機器の故障、毀損等が認められた場合は、弊社所定の方法により、正常な対象機器(以下「代替品」といいます。)と交換します。お客様は代替品の受領後、速やかにお客様の費用と責任により代替品の設定を行います。
3. 前項における代替品は、故障品と同一機種もしくはほぼ同様の機能を有する機器としま

す。

4. 弊社において代替品を用意できない場合には、当該機器に関する契約が終了するものとします。

5. 故障、毀損等がお客様の責による場合には、その修理および交換の費用（お客様及び弊社からの発送費用を含む）は、お客様が負担するものとします。なお、修理が困難な場合には対象機器の販売代金と同一金額を賠償するものとします。

6. 対象機器及び付属品について、紛失・盗難が生じた場合にはお客様はレンタル料とは別に一律金 500 円を弊社に賠償するものとします。

第 11 条(禁止行為)

お客様は次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 対象機器を日本国外に持ち出すこと
- (2) 対象機器を譲渡・転貸または担保に供すること
- (3) 対象機器を分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること
- (4) 対象機器に内蔵されているプログラムの全部または一部の解析・改造・複製・改変・第三者への売却・譲渡、またはプログラムに関する著作権等を侵害する行為
- (5) 対象機器を本体サービス以外に利用すること

第 12 条（契約期間）

レンタル契約におけるレンタル期間は、毎月 1 日から月末までとし、次条に従った解約の意思表示のない限り、毎月、契約期間は更新されるものとします。なお、毎月 1 日以外での契約の開始、月末以外での解約時には月のレンタル料は日割り計算とします。

第 13 条（レンタル契約の解約・終了）

1. お客様はいつでもレンタル契約の解約を申し出ることができるものとします。
2. レンタル契約は、対象機器が弊社所定の方法により弊社に返還された日をもって解約日とし、当該日まではレンタル料が発生するものとします。なお、返還に要する費用はお客様の負担とします。

第 14 条(契約違反等による解除)

1. お客様に次の事由が生じたときは、弊社は、何らの催告無しに、レンタル契約を解除することができるものとします。ただし、レンタル契約の解除は、弊社のお客様に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
 - (1) 本規約又は本体サービスに関する利用約款の規定に違反したとき
 - (2) 本体サービスの契約が終了したとき
 - (3) レンタル料その他の金銭債務について、支払期限を経過してもなお支払わないとき

(4) お客様の信用、支払能力等に重大な変更を生じたと弊社が認めたとき

第 15 条(責任の範囲)

1. 弊社は、対象機器の保守点検、修理等にあたって、対象機器が接続されるお客様の通信機器その他設備に損害を与えた場合、弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

2. お客様による対象機器の使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、弊社は何人に対しても責任を負わず、お客様がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

第 3 章 売 買

第 16 条 (売買価格および支払方法)

1. 対象機器の売買契約における売買価格は、弊社が別途定めお客様に提示するものとします。

2. お客様は、前払いにて弊社所定の方法により売買代金を支払うものとします。なお、支払いに関する手数料はお客様の負担とします。

3. 弊社により前項の履行が確認できない場合、弊社は、当該履行確認ができるまでの間、対象機器等の納入の全部または一部を保留することができるものとします。

第 17 条 (納入、引渡および所有権移転)

1. 弊社は、対象機器を自らの責任と費用により、お客様の指定する国内の納入場所に納入するものとします。

2. お客様は、対象機器の納入時に検査を行い、数量不足、汚損品、毀損品その他不具合がないかを、納入場所において直ちに確認するものとし、検査の結果不具合を発見したときは、速やかに弊社に通知するものとする。弊社は、当該通知内容を確認後、機器等の数量不足、汚損品、毀損品その他不具合に対して、速やかに不足分の補充、代替良品との交換および補修等を行うものとします。

3. お客様は、検査の結果、不具合がない場合は、その旨を速やかに弊社に通知するものとし、弊社が、当該通知を受けた時をもって、対象機器の引渡が完了するものとします。ただし、対象機器の納入から 7 日経過してもなお、お客様から弊社に対し通知がない場合は、当該機器の納入は、弊社がお客様に納入した日をもって引渡が完了したものとします。

4. 前項により引渡を完了した機器の所有権は、当該機器の売買代金の決済をもって弊社からお客様に移転するものとします。ただし、お客様が当該売買代金以外に弊社に支払うべき金銭債務の不履行がある場合、弊社は、当該金銭債務の履行完了まで、当該所有権の移転を留保することができるものとします。

5. 対象機器の納入前に生じた滅失棄損、変質その他一切の損害は、弊社の負担とし、引渡完了後に生じた損害は、弊社の責に帰すべきものを除き、お客様の負担とするものとします。

6. 第2項における検査時に容易に発見できない汚損品、毀損品その他不具合については引渡しの完了から6か月以内であれば代替良品との交換および補修等を弊社は無償で行うものとします。

第4章 雑則

第18条（遅延利息）

お客様が、本規約に基づく債務を所定の支払期日が過ぎても履行されない場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から支払日の当日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として支払うものとします。

第19条（サービス内容の変更）

本オプションの内容は予告なく変更される場合があることを、お客様は了承するものとします。これらの変更がある場合は、弊社は原則として、当該変更を実施する日の1ヶ月前までに、弊社が合理的と判断する方法をもって、管理者に通知するものとします。また、本オプションの内容に変更があった場合においても、特段の定めがない限り、本規約が適用されます。

第20条（損害賠償）

本規約に関して、弊社がお客様等に対して負う損害賠償責任の範囲は、弊社の故意または重大な過失により、お客様等に現実に発生した通常の損害に限定され、かつ、損害賠償額は以下に定める額を超えないものとします。

レンタル契約の場合：当該事由が発生した日が属する月から起算して、過去1ヶ月に発生したレンタル料

売買契約の場合：売買代金相当額

第21条（権利義務譲渡の禁止）

お客様は、本規約上の地位、契約等に基づく権利、義務の全部、または一部を他に譲渡することはできません。

第22条（再委託）

弊社は、お客様に対する本オプションの提供に関して必要となる業務の全部、または一部を弊社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、弊社は、当該再委託先に対し、弊社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 23 条（本オプションの廃止）

弊社は、お客様に 1 ヶ月前までに通知することにより、本オプションの全部、または一部を廃止することができるものとします。弊社は、本条に定める本オプションの廃止により、お客様が損害を被った場合でも責任を負わないものとします。

第 24 条（約款の変更）

弊社は、本規約をいつでも変更、追加、削除することができるものとします。この場合、弊社が合理的と判断する方法により管理者に通知します。本規約に変更がなされたことが通知された後に、お客様が本オプションの利用を継続した場合、お客様は本規約の変更を承諾したものとみなします。

第 25 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 26 条（裁判管轄）

当事者双方の協議によって解決できない場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条（協議事項）

本規約に関して疑義または紛争が生じた事項については、当事者双方が誠意をもって協議の上解決するものとします。

株式会社関通

2025 年 7 月 1 日制定